

「事業所 AED ステーション」の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市消防本部管内の公共および民間事業所等（以下、「事業所」という。）に、自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）の設置を推進するとともに、心肺停止が疑われる傷病者の救急要請に対し、事業所の AED が有効的に活用されることを目的に、AED を所有する事業所を「事業所 AED ステーション」として登録し、その情報を公表するために、必要な事項を定めるものである。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる事業所は、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) AED を適切に管理していること。
- (2) 市民等からの要請に対し、速やかに AED を提供することが可能であること。
- (3) AED の登録に関する情報を公表することに同意できること。

(申請等)

第3条 事業所を所有または管理する者（以下、「管理者」という。）は、この要綱に基づく公表に同意できる場合、様式1「事業所 AED ステーション設置登録承諾書」（以下、「承諾書」という。）を消防署長に提出しなければならない。

- 2 消防署長は、前項の承諾書を受理した場合、様式2「事業所 AED ステーション台帳」に登録し、様式3「事業所 AED ステーション表示証」（以下、「表示証」という。）を交付するものとする。
- 3 管理者は、登録内容に変更が生じた場合は速やかに、様式4「承諾書内容変更申請書」を消防署長に提出しなければならない。

(公表)

第4条 消防署長は、前条第2項の規定により、表示証を交付した場合、その情報を北秋田市ホームページ内「防災マップ」および上小阿仁村ホームページ内「ハザードマップ」により公表するものとする。

(表示証の掲示)

第5条 管理者は、第3条第2項の規定により、交付された表示証を設置施設の入口付近で分かりやすい位置に掲示しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当したときは、様式5「事業所 AED ステーション登録抹消申請書」を消防署長に提出するとともに、表示証を返還しなければならない。

- (1) 事業を停止したとき。
- (2) 登録の取り下げを希望したとき。
- (3) 第2条の要件を満たすことができなくなったとき。
- (4) その他、特別な事情によるとき。

(消耗品の交付)

第7条 消防署長は、事業所が AED を市民等に借与し、関係者以外の者に対し使用した場合、事業所の管理者と協議し、除細動に必要な消耗品を交付することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防署長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 4年 6月14日から施行する。